



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年8月8日金曜日 第2595号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（消防防災安全課）... 657
 保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）... 657
 保安林の指定施業要件の変更予定.....（ " ）... 658
 保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示.....（ " ）... 658
 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....（都市計画課）... 659
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 659
 道路の区域変更（県道伊予宮野下務田線外）.....（南予地方局管理課）... 659
 道路の区域変更（一般国道378号）.....（南予地方局西予土木事務所）... 660
 落札者等の告示（2件）.....（警察本部会計課）... 660

訓 令

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令（2件）.....（環境政策課、薬務衛生課）... 660

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 669
 危険物取扱者法定講習会の実施.....（消防防災安全課）... 669
 愛媛県河川・砂防情報システム改修業務の委託.....（砂防課）... 671

公営企業公告

医療機器の借入れ.....（公営企業管理局総務課）... 671

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第938号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年8月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
消防防災ヘリコプター（装備品等含む。）一式	愛媛県民環境部 防災局消防防災安全課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年7月30日	川崎重工工業株式会社 岐阜県各務原市川崎町1番地	1,361,880,000円	一般競争入札	平成26年6月17日

○愛媛県告示第939号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町中組127、129
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
中組127・129（以上2筆については次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第940号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 8月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町岩松甲886、甲889、乙1の1、乙1の3、乙1の4、乙2の1、乙2の2、乙3の1、乙3の3、乙4の1から乙4の3まで、乙5の2、乙6の2から乙6の4まで、乙8の2、乙9の1、乙9の2、乙10の1から乙10の5まで、乙11の1、乙11の2、乙12の2、乙13、乙18、乙23、乙24の1、乙24の2、乙26、乙27の1、乙27の2、乙28から乙30まで、乙32から乙37まで、乙39の1、乙41の2、乙49、乙50、乙53の5、乙53の7、乙53の8、乙56の1、乙56の2、乙58の1、乙59、乙60、乙65、乙66の7から乙66の11まで、乙67の1、乙67の2、乙67の4、乙68、乙69の1、乙69の2、乙73の1、乙73の2、乙75の2、乙76の2、乙78、乙79、乙80の1、乙80の2、乙81の1、乙81の3、乙81の4、乙82、乙84の1、乙84の2、乙85、乙86の1、乙87の1、乙88の1、乙90の1、乙91の2、乙93の1、乙94の1、乙95、乙96の1から乙96の4まで、乙99、乙100、乙101の1、乙102の1、乙104の1、乙105の1、乙106、乙107の1、乙108、乙109の1、乙109の2、乙110から乙113まで、乙117の1、乙119の1から乙119の7まで、乙119の9、乙120、乙122から乙124まで、乙129、乙131、乙132、乙135の1、乙136の1、乙136の2、乙136の5、乙142、乙143の1、乙144から乙146まで、乙147の1、乙151から乙153まで、乙155の2、乙158、乙159、乙160の1、乙162、乙164、乙166の1、乙166の3、乙169、乙170、乙172、乙173、乙174の1、乙175の1、乙177の1、乙178の1から乙178の4まで、乙178の6、乙181、乙184、乙187の1、乙188、乙189の1、乙190の1、乙191の1、乙192の1、乙192の4、乙192の6、乙192の7、乙193、乙194の1、乙199、乙200の1、乙201、乙202、乙204、乙205の1、乙205の2、乙205の5、乙205の7、乙206の1、乙206の3、乙214、乙216、乙217の1、乙218から乙223まで、乙226の3、乙226の4、乙227の2、乙232、乙233、乙234の2、乙235の2、乙236から乙238まで、乙240から乙244まで、乙246から乙248まで、乙249の2、乙249の3、乙249の10、乙249の11、乙249の13、乙250、乙252の2、乙253の1、乙254の1、乙254の3、乙254の6、乙254の7、乙255、乙256、乙257の1、乙257の4、乙258、乙259の1、乙259の11、乙261の1から乙261の3まで、乙262、乙263、乙264の1、乙264の4から乙264の12まで、乙264の15から乙264の17まで、乙265、乙266の1、乙266の2、乙267の1、乙267の2、乙268、乙269、乙270の1、乙271の1から乙271の4まで、乙272の1、乙272の2、乙273の1、乙273の2、乙273の4から乙273の7まで、乙275から乙277まで、乙282、乙287、乙295、乙298、乙306、乙307の1、乙320から乙325まで、乙326の2、乙327から乙335まで、乙337の1、乙338、乙339の1、乙341の2、乙342の1、乙342の2、乙344の1、乙344の3、乙352の1、乙354、乙355、乙357、乙359、乙360、乙362、乙364、乙367の2、乙368の1、乙368の2、乙369の1、乙370の2、乙371の1、乙371の2、乙372、乙373の1、乙373の2、乙374、乙

375、乙377の1、乙378、乙379の1から乙379の3まで、乙380、乙383、乙385、乙388、乙389、乙390の1、乙391の1、乙392、乙394、乙431

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第941号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成26年4月農林水産省告示第569号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年 8月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町御内1690	北宇和郡岩松町 岩 村 直 市	仮差押債権者
宇和島市津島町御内1716	北宇和郡津島町大字御内94番 戸 松 岡 熊 吉	森林所有者
宇和島市津島町御内1718	北宇和郡津島町大字御内2番 耕地457 藤 坂 和 吉	〃
宇和島市津島町御内1719	松山市枝松二丁目3の38号 北 川 正 治	〃
宇和島市津島町御内1719	大阪府岸和田市春木泉町9番 8号 山 内 弘 文	〃
宇和島市津島町御内1852	宇和島市坂下津甲407の35 岩 崎 理	〃
宇和島市津島町御内1855、 1856	北宇和郡津島町大字御内115 番 戸 是 沢 文 治	〃
宇和島市津島町御内1861、 1862	松山市須賀町5の35号山西 警察署職員住宅401号 渡 邊 輝	〃
宇和島市津島町御内1863	北宇和郡御横村大字御内116 番 戸 赤 松 豊 吉	〃
宇和島市津島町御内1880	北宇和郡御横村大字御内2番 耕地1 渡 辺 信治郎	〃
宇和島市津島町御内1903	北宇和郡御横村大字御内1番 耕地1207 福 田 伊與吉	〃

2 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第942号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成26年 8月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日

- (1) 土地区画整理組合の名称
東温市志津川土地区画整理組合
- (2) 事務所の所在地
東温市見奈良530番地 1 東温市役所内
- (3) 設立認可の年月日
平成22年 2月12日

- 2 変更認可の年月日

平成26年 8月 8日

○愛媛県告示第943号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 8月 8日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 野 衛	西条市丹原町願連寺249番地
"	行 本 正 治	西条市丹原町今井525番地 9
"	永 井 正 文	西条市丹原町久妙寺209番地
"	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
"	石 原 厚 男	西条市丹原町池田845番地 2
"	伊 藤 康 博	西条市丹原町願連寺330番地 1
"	青 野 武	西条市丹原町古田甲1416番地
"	越 智 一 馬	西条市丹原町徳能出作28番地
"	黒 河 津 一	西条市丹原町徳能甲278番地 3
"	青 野 春 夫	西条市丹原町高知甲690番地
"	黒 光 和 美	西条市丹原町田滝甲48番地
"	佐 山 等	西条市丹原町田野上方1685番地第 2
"	福 田 利 幸	西条市丹原町北田野158番地 3
"	佐 伯 峰 義	西条市丹原町田野上方2126番地
"	眞 鍋 治 夫	西条市丹原町高松甲492番地 1

"	眞 鍋 洋	西条市丹原町高松甲549番地
"	越 智 毅	西条市丹原町川根甲749番地
"	曾 我 照 一	西条市丹原町北田野209番地 1
"	黒 川 敏 廣	西条市丹原町北田野1019番地 6
"	松 木 利 二	西条市丹原町石経823番地
"	大 亀 義 弘	西条市丹原町来見598番地
"	今 井 啓 一	西条市丹原町関屋甲422番地
"	渡 部 鶴 男	西条市丹原町志川甲323番地 4
"	玉 井 敦 志	西条市丹原町明穂乙97番地 1
"	今 井 義 親	西条市丹原町白坂丙128番地
"	佐 伯 明	西条市丹原町鞍瀬甲884番地
"	渡 部 武 志	西条市丹原町徳能甲255番地
監 事	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
"	井 上 幸 正	西条市丹原町高松1034番地 2
"	越 智 實 一	西条市丹原町石経1092番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 肇	西条市丹原町今井83番地 4
"	岡 田 初	西条市丹原町丹原178番地
"	永 井 康 夫	西条市丹原町久妙寺甲349番地
"	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
"	渡 部 俊	西条市丹原町池田734番地第 1
"	伊 藤 康 博	西条市丹原町願連寺330番地 1
"	桑 村 吉 久	西条市丹原町古田甲1340番地
"	越 智 一 馬	西条市丹原町徳能出作28番地
"	黒 河 津 一	西条市丹原町徳能甲278番地 3
"	青 野 春 夫	西条市丹原町高知甲690番地
"	渡 部 光 雄	西条市丹原町田滝甲36番地 1
"	志 賀 恆 久	西条市丹原町田野上方1550番地
"	佐 伯 賢 造	西条市丹原町田野上方775番地 3
"	榑 部 茂 雄	西条市丹原町長野1695番地
"	眞 鍋 治 夫	西条市丹原町高松甲492番地 1
"	玉 井 強	西条市丹原町高松甲601番地
"	越 智 毅	西条市丹原町川根甲749番地
"	黒 川 道 雄	西条市丹原町北田野1146番地 2
"	藤 田 司	西条市丹原町北田野281番地 3
"	松 木 利 二	西条市丹原町石経823番地
"	大 亀 義 弘	西条市丹原町来見598番地
"	村 上 浩 一	西条市丹原町関谷甲392番地12
"	渡 部 鶴 男	西条市丹原町志川甲323番地 4
"	玉 井 敦 志	西条市丹原町明穂乙97番地 1
"	今 井 義 親	西条市丹原町白坂丙128番地
"	佐 伯 明	西条市丹原町鞍瀬甲884番地
"	渡 部 高 尚	西条市丹原町徳能甲600番地 2
監 事	目見田 緑	西条市丹原町願連寺647番地
"	佐 山 等	西条市丹原町田野上方1685番地第 2
"	越 智 實 一	西条市丹原町石経1092番地 2

○愛媛県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予宮野下停車場務田線	宇和島市三間町務田499番 2 から 同町迫目105番 1 地先まで	旧	メートル 4.0~37.0	キロメートル 0.386	
			新	9.6~38.4	0.376	
"	広見吉田線	北宇和郡鬼北町大字清延65番 2 から 同大字 4 番 2 まで	旧	6.0~28.0	0.301	
			新	11.0~48.4	0.300	

○愛媛県告示第945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1778番 1 地先から 同町宮野浦甲1651番 1 地先まで	旧	メートル 4.0~ 6.0	キロメートル 0.252	
			新	4.0~14.0	0.272	

○愛媛県告示第946号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入 札 公 告 日
捜査画像情報システム一式の借入れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町 2 番地 2	平成26年 7 月 9 日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町 一丁目 1 番地の15	1,405,620円 (月額)	一般競争入札	平成26年 5 月27日

○愛媛県告示第947号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入 札 公 告 日
基幹業務サービシステム一式の借入 れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町 2 番地 2	平成26年 7 月 9 日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町 一丁目 1 番地の15	2,947,428円 (月額)	一般競争入札	平成26年 5 月27日

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般
保 健 所

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	課長				所長	課長	
環境保全課	1 省略				環境保全課	1 省略				
	2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関する事務	1～4 省略				2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 特定粉じん排出等作業に関すること。					5 特定粉じん排出等作業に関すること。			
		(1)・(2) 省略					(1)・(2) 省略			
		(3) 作業基準適合命令等(第18条の19)					(3) 作業基準適合命令等(第18条の18)			
	6 大気汚染の防止に関すること。					6 大気汚染の防止に関すること。				
		(1) 省略					(1) 省略			
		(2) 行政機関の長に対する措置の要請(第27条第3項)					(2) 行政機関の長に対する措置の要請(第27条第4項)			
		(3) 行政機関の長との協議(第27条第5項)				(3) 行政機関の長との協議(第27条第6項)				
	7 省略					7 省略				
	3 省略					3 省略				
4 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の施行に関する事務	1～9 省略			4 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の施行に関する事務	1～9 省略					
	10 行政機関の長に対する措置の要請(第23条第3項)				10 行政機関の長に対する措置の要請(第23条第4項)					
	11 行政機関の長との協議(第23条第5項)			11 行政機関の長との協議(第23条第6項)						
5～17 省略				5～17 省略						
備考 省略					備考 省略					

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第4(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項						別表第4(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者						知事	専決者		
				部長	局長	課長						主幹	部長

環境 政策 課	1～15 省 略																				
	16 大気汚 染防止法 の施行に 関する事 務	1・2 省略																			
		3 大気汚染の防止に関する こと。																			
		(1)・(2) 省略																			
		(3) 大気汚染の状況に 関する公表（第24条第 1項）																			
	(4)・(5) 省略																				
	17～24 省 略																				
	25 水質汚 濁防止法 の施行に 関する事 務	1・2 省略																			
		3 水質汚濁の防止等に 関すること。																			
		(1)・(2) 省略																			
		(3) 水質汚濁状況の公表 （第17条第1項）																			
	(4)～(7) 省略																				
26～31 省 略																					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般
保 健 所

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 8月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項						別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			所 長	課 長	主 幹				所 長	課 長	主 幹
企 画 課	1～14 省略					企 画 課	1～14 省略				
	15 薬 事法 （昭 和35	1 薬局に関すること。					15 薬 事法 （昭 和35	1 薬局に関すること。			
(1) 開設の許可（第4条第1項、薬 事法施行令（昭和36年政令第11 号。以下この部において「政令」					(1) 開設の許可（第4条第1項、薬 事法施行令（昭和36年政令第11 号。以下この部において「政令」						

年法律第145号)の施行に関する事務	という。)第44条、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この部において「省令」という。)第1条第7項)				年法律第145号)の施行に関する事務	という。)第44条、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この部において「省令」という。)第1条第3項)			
	(2) 開設の許可の更新(第4条第4項、政令第44条)					(2) 開設の許可の更新(第4条第2項、政令第44条)			
	(3)~(20) 省略					(3)~(20) 省略			
	2 省略					21) 郵便等販売の届出の受理(省令第15条の4第2項)			—
	3 店舗販売業(動物用医薬品に係るものを除く。)に關すること。					2 省略			
	(1) 許可(第24条第1項、第26条第1項、政令第44条、省令第1条第7項、第139条第6項)					3 店舗販売業(動物用医薬品に係るものを除く。)に關すること。			
	(2)・(3) 省略					(1) 許可(第24条第1項、第26条第1項、政令第44条、省令第1条第3項、第139条第2項)			
	(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条第1項、省令第16条第4項、第159条の19第2項)					(2)・(3) 省略			
	(5)~(14) 省略					(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条____、省令第16条第4項、第142条____)			
	4 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者(動物用医薬品に係るものを除く。)に關すること。					(5)~(14) 省略			
	(1)・(2) 省略					15) 郵便等販売の届出の受理(省令第15条の4第2項、第142条)			—
	(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(改正法による改正前の薬事法第10条、第38条、薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)第1条の規定による改正前の省令第16条第4項、第153条)					4 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者(動物用医薬品に係るものを除く。)に關すること。			
	(4)~(12) 省略					(1)・(2) 省略			
	5 改正法附則第14条の規定により引き続き改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可に係る業務を行う者に関する事。					(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(____第10条、第38条、____)			
	(1) 省略					省令第16条第4項、第142条)			
(2) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(改正法による改正前の薬事法第10条、第38条)				(4)~(12) 省略					
(3)~(11) 省略				13) 郵便等販売の届出の受理(省令第15条の4第2項、第142条)			—		
				5 改正法附則第14条の規定により引き続き改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可に係る業務を行う者に関する事。					
				(1) 省略					
				(2) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(____第10条、第38条)					
				(3)~(11) 省略					

16~21 省略	6 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関する事				
	(1)・(2) 省略				
	(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条第1項、第40条第1項、省令第174条第4項）				
	(4)~(12) 省略				
	7 管理医療機器の販売業又は賃貸業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関する事				
	(1) 省略				
	(2) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条第1項、第40条第2項）				
	(3)~(6) 省略				
	8・9 省略				
	備考 省略				

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前									
別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項									
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者						知事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長	課 長
薬務衛生課	1 薬事法の施行に関する事務	1 省略												
		2 配置販売業に関する事												
		(1) 許可（第24条第1項、第30条第1項、薬事法施行令（以下この部において「政令」という。）第44条、薬事法施行規則（以下この部において「省令」という。） <u>第1条第7項、第148条第3項</u> ）												
		(2)~(4) 省略												
		(5) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（ <u>第10条第1項、第38条第2項、省令第16条第4項、第159条の21第2項</u> ）												
		(6)~(15) 省略												

3	卸売販売業に関すること。				
(1)	許可（第24条第1項、第34条第1項、政令第44条、省令第1条第7項、第153条第3項）				
(2)・(3)	省略				
(4)	廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条第1項、第38条第2項、省令第16条第4項、第159条の22第2項）				
(5)～(14)	省略				
4	既存配置販売業者に関すること。				
(1)～(5)	省略				
(6)	廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（改正法による改正前の薬事法第10条、第38条、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同省令第1条の規定による改正前の省令（以下この項において「旧省令」という。）第16条第4項、第153条）				
(7)～(15)	省略				
(16)	配置販売品目の変更又は追加の指定（旧省令 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____第159条）				
5	登録販売者に関すること。				
(1)	試験の実施（第36条の8第1項、省令第159条の4第2項）				
(2)	省略				
(3)	登録（第36条の8第2項、省令第159条の8第2項）				
(4)～(8)	省略				
6～8	省略				
2～23	省略				

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

3	卸売販売業に関すること。				
(1)	許可（第24条第1項、第34条第1項、政令第44条、省令第1条第3項、第153条第2項）				
(2)・(3)	省略				
(4)	廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条____、省令第16条第4項、第159条____）				
(5)～(14)	省略				
4	既存配置販売業者に関すること。				
(1)～(5)	省略				
(6)	廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（____ _____第10 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____第16条第4項、第149 _____ _____条）				
(7)～(15)	省略				
(16)	配置販売品目の変更又は追加の指定（薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同省令第1条の規定による改正前の省令第159条）				
5	登録販売者に関すること。				
(1)	試験の実施（第36条の4第1項、省令第159条の4第2項）				
(2)	省略				
(3)	登録（第36条の4第2項、省令第159条の8第2項）				
(4)～(8)	省略				
6～8	省略				
2～23	省略				

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
畜 産 課	1～25 省略					
	26 薬 事 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略				
		2 店舗販売業に関する事 務。				
		(1)～(3) 省略				
		(4) 廃止、休止若しくは再開又 は変更の届出の受理（第10 条、 <u>第38条第1項</u> ）				
		(5)・(6) 省略				
		3 配置販売業に関する事 務。				
		(1)～(4) 省略				
		(5) 廃止、休止若しくは再開又 は変更の届出の受理（ <u>第10条 第1項、第38条第2項</u> ）				
		(6)～(8) 省略				
		4 卸売販売業に関する事 務。				
		(1)～(3) 省略				
		(4) 廃止、休止若しくは再開又 は変更の届出の受理（ <u>第10条 第1項、第38条第2項</u> ）				
		(5) 省略				
		5 動物用医薬品特例店舗販売業 者に関する事 務。				
(1)～(3) 省略						
(4) 廃止、休止若しくは再開又 は変更の届出の受理（第10 条、 <u>第38条第1項</u> ）						
(5) 省略						

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
畜 産 課	1～25 省略					
	26 薬 事 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略				
		2 店舗販売業に関する事 務。				
		(1)～(3) 省略				
		(4) 廃止、休止若しくは再開又 は変更の届出の受理（第10 条、 <u>第38条</u> ）				
		(5)・(6) 省略				
		3 配置販売業に関する事 務。				
		(1)～(4) 省略				
		(5) 廃止、休止若しくは再開又 は変更の届出の受理（ <u>第10条 、第38条</u> ）				
		(6)～(8) 省略				
		4 卸売販売業に関する事 務。				
		(1)～(3) 省略				
		(4) 廃止、休止若しくは再開又 は変更の届出の受理（ <u>第10条 、第38条</u> ）				
		(5) 省略				
		5 動物用医薬品特例店舗販売業 者に関する事 務。				
(1)～(3) 省略						
(4) 廃止、休止若しくは再開又 は変更の届出の受理（第10 条、 <u>第38条</u> ）						
(5) 省略						
6 既存一般販売業者に関する 事 務。						
(1) <u>許可の更新（第24条第2 項、薬事法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係政令の 整備等及び経過措置に関する 政令（平成21年政令第2号。 以下この部において「改正政 令」という。）附則第2条の 規定によりなおその効力を有 するものとされる改正政令に よる改正前の政令第44条第1 項）</u>						
(2) <u>店舗管理者の店舗以外の場 所で薬事に関する実務に従事 する場合の許可（第28条第3</u>						

						(5) 配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付及び再交付(第33条第1項)						—
						(6) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理(第10条、第38条)						—
						(7) 区域管理者の変更命令(第73条、改正法附則第11条)				—		
						(8) 配置員の業務停止命令(第74条)				—		
						(9) 配置販売品目の変更又は追加の指定(動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(平成21年農林水産省令第8号)附則第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる同省令による改正前の省令第112条)					—	
						6 動物用医薬品登録販売者に関すること。						
						(1) 試験の実施(第36条の8第1項、第83条第1項、省令第115条の5)						
						(2) 省略						
						(3) 登録(第36条の8第2項、第83条第1項、省令第115条の9第2項)						
						(4)~(8) 省略						
						7 高度管理医療機器の販売業又は賃貸業に関すること。						
						(1)・(2) 省略						
						(3) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理(第10条第1項、第40条第1項)						
						(4) 省略						
						8 管理医療機器の販売業又は賃貸業に関すること。						
						(1) 省略						
						(2) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理(第10条第1項、第40条第2項)						
						9 報告の徴収及び立入検査等(第69条第1項から第4項まで_____)						
						10 廃棄、回収等の措置命令等(第70条第1項、第2項)						
						11 省略						
						12 省略						
						9 動物用医薬品登録販売者に関すること。						
						(1) 試験の実施(第36条の4第1項、第83条第1項、省令第115条の5)						
						(2) 省略						
						(3) 登録(第36条の4第2項、第83条第1項、省令第115条の9第2項)						
						(4)~(8) 省略						
						10 高度管理医療機器の販売業又は賃貸業に関すること。						
						(1)・(2) 省略						
						(3) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理(第10条____、第40条第1項)						
						(4) 省略						
						11 管理医療機器の販売業又は賃貸業に関すること。						
						(1) 省略						
						(2) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理(第10条____、第40条第2項)						
						12 報告の徴収及び立入検査等(第69条第1項から第3項まで、改正法附則第3条、第6条、第11条)						
						13 廃棄、回収等の措置命令等(第70条_____)						
						14 省略						
						15 省略						

13 省略																			
14 許可の取消し等（第75条第1項 _____ ）																			
15 省略																			
16 許可証の書換え交付（政令第45条第1項 _____ ）																			
17 許可証の再交付（政令第46条第1項 _____ ）																			
18 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条 _____ ）																			
19 許可台帳の備付け（政令第48条 _____ ）																			
27～30 省略																			

16 省略																			
17 許可の取消し等（第75条第1項、改正法附則第3条、第6条、第11条）																			
18 省略																			
19 許可証の書換え交付（政令第45条第1項、改正政令附則第2条から第4条まで及び第6条の規定によりなおその効力を有するものとされている改正政令による改正前の政令（以下この部において「旧政令」という。）第45条第1項）																			
20 許可証の再交付（政令第46条第1項、旧政令第46条第1項）																			
21 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条、旧政令第46条第3項、第47条）																			
22 許可台帳の備付け（政令第48条、旧政令第48条）																			
27～30 省略																			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 7 月25日	NPO法人 シアターネットワークえひめ	森 本 しげみ	松山市祝谷東町805番地15	本法人は、舞台芸術を軸とする芸術文化の発展と活性化を目指し、市民とともに芸術文化を創造・発信していくための諸事業及び教育普及等を推進することで、愛媛における芸術文化の公共性に寄与し、より豊かな社会を創出することを目的とする。

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成26年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成26年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱	平成26年 9 月24日（水）午前 9 時30分	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター 多目的ホール

作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成26年10月2日(木)午後1時	大洲市東大洲270番地1 大洲市総合福祉センター 多目的ホール
	平成26年10月8日(水)午前9時30分	八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局 大会議室
	平成26年10月10日(金)午前9時30分	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局 大会議室
	平成26年10月24日(金)午前9時30分	西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局 大会議室
	平成26年11月5日(水)午前9時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成26年11月6日(木)午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成26年11月19日(水)午後1時30分	新居浜市繁本町8-65 新居浜市市民文化センター 別館大会議室
	平成26年11月26日(水)午前9時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
(2) 石油コンビナート等災害防止法(昭和60年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成26年9月25日(木)午前9時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成26年11月5日(水)午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成26年11月19日(水)午前9時30分	新居浜市繁本町8-65 新居浜市市民文化センター 別館大会議室
	平成26年11月20日(木)午後1時30分	新居浜市繁本町8-65 新居浜市市民文化センター 別館大会議室
	平成26年11月21日(金)午前9時30分	新居浜市繁本町8-65 新居浜市市民文化センター 別館大会議室
	平成26年11月21日(金)午後1時30分	新居浜市繁本町8-65 新居浜市市民文化センター 別館大会議室
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成26年9月24日(水)午後1時30分	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成26年10月8日(水)午後1時30分	八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局 大会議室
	平成26年10月10日(金)午後1時30分	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局 大会議室
	平成26年10月24日(金)午後1時30分	西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局 大会議室
	平成26年11月6日(木)午前9時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成26年11月20日(木)午前9時30分	新居浜市繁本町8-65 新居浜市市民文化センター 別館大会議室
	平成26年11月26日(水)午後1時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	平成26年11月27日(木)午後1時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室

2 受講申請書の提出期間

平成26年9月1日から各講習実施日の2日前の日まで(土、日曜日及び祝祭日を除く。)

但し、受付した危険物安全協会の管轄以外の会場で受講する場合は、各会場講習実施日の5日前(同)まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

各地区(市)危険物安全協会、各消防本部(局)、県地方局総務県民課及び県地方局支局総務県民室

(2) 受講申請書の提出先

各地区(市)危険物安全協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、各地区(市)危険物安全協会において受付けます。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
砂情第 1 号測の 1
愛媛県河川・砂防情報システム改修委託業務
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県河川・砂防情報システム改修委託業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
仕様書による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成26年12月25日まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所
愛媛県庁NOC室及び砂防課
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている事業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 河川又は砂防分野の通信工（情報提供設備、情報処理設備、又は観測設備）の施工実績があることを証明した者であること。
なお、当該実績に係る業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請負させたものは、実績としては認めない。
- (3) 本業務で「管理技術者」として配置する予定の技術者が、河川又は砂防分野の通信工（情報提供設備、情報処理設備、又は観測設備）の施工に関する従事経験があることを証明した者であること。
- (4) 4(3)に掲げる受領期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県土木部河川港湾局砂防課
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912 2700
- (2) 入札書の受領期限
平成26年 9 月18日（木）午後 1 時59分まで
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

平成26年 9 月18日（木）午後 2 時00分

愛媛県庁第二別館 5 階土木部入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を確実に遂行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
受領期限：平成26年 9 月 2 日（火）午後 5 時15分
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of the Ehime river erosion control information system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:59 p.m. , 18 September 2014
- (3) For further information, please contact: Erosion and Sediment Control Division , River and Harbor Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2700

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 8 月 8 日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
遠隔操作型内視鏡下手術支援ロボットシステム 1 式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成26年11月 1日から平成32年10月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

(6) 設置完了日

平成26年10月29日

(7) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

(2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<https://www.ebid-ppi.pref.ehime.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj>

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成26年 9月 1日（月）午後 5時00分まで。

(4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成26年 9月17日（水）から平成26年 9月19日（金）までの電子入札システム稼働時間中（午前 9時00分から午後 8時00分まで（ただし、9月19日は午前 9時59分まで））。

紙入札による場合は、平成26年 9月19日（金）午前 9時59分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成26年 9月19日（金）午前10時00分

愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館 2階）

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話 (089)912 1000 内線4623

又は (089)912 2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成26年 9月 1日（月）午後 5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Remote Controlled Endoscopic Surgical System , 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 19 September 2014

(3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime

790 8570 Japan
TEL 089 912 2794